

令和 3 年 度 第 2 回
宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会
会 議 次 第

日 時 令和 4 年 1 月 1 3 日 (木)
午後 4 時 3 0 分～
会 場 宇都宮市役所 1 4 階大会議室

1 開 会

- (1) 委員紹介
- (2) 会議録署名委員の選出

2 議 事

- (1) 報告事項
 - ・ 報告第 1 号 国民健康保険税に係る制度改正について ……資料 1
- (2) 協議事項
 - ・ 協議第 1 号 国民健康保険税の税率等の見直しについて ……資料 2

【本日、御協議いただきたい点】

税率について、今後の新型コロナウイルス感染症の動向などによって被保険者が受ける影響を 2 年間見通すことは困難なことから、令和 4 年度のみについて検討することとしてよろしいか御協議いただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症による影響等を被保険者は大きく受けており、更なる負担を求める状況にないことから、令和 4 年度の税率については据置きとし、財政安定化支援事業分の繰入を実施することとしてよろしいか御協議いただきたい。

- ・ 事務局案：令和 4 年度の税率は据置きとし、財政安定化支援事業分の繰入を実施する。

(3) そ の 他

3 その他

4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和4年1月13日現在

委員種別	氏名	役職等	備考
第1号委員 被保険者代表	遠藤 信一	市議会議員	
	菅野 大造	〃	
	田中 勇大	宇都宮商工会議所青年部 常任理事	
	土屋 貴子	宇都宮商工会議所女性部	
	村田 隆一	市農業委員会 会長職務代理者	
	坂本 悦男	公募委員	
	鈴木 信次	〃	
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代	松本国彦	市医師会会長	
	野間 重孝	市医師会副会長	
	増山 哲茂	〃	
	石原 雅行	〃	
	北條 茂男	市歯科医師会会長	
	長谷川 英一	前市歯科医師会専務理事	
	高野 澤昇	市薬剤師会会長	新任 8/13~
第3号委員 公益代表	駒場 昭夫	市議会議員	
	今野 哲也	〃	
	◎塚田 典功	〃	
	○松岡 明直	市社会福祉協議会 副会長	
	檜山 和子	市民生委員児童委員協議会会長	
	上野 元子	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員	
	小野 篤司	宇都宮短期大学 准教授	
第4号委員 被用者保険等 保険者代表	宮崎 務	全国健康保険協会栃木支部 支部長	
	小山田 静子	栃木県市町村職員共済組合 栃木事務局長	
	野沢 良治	栃木県トラック健康保険組合 常務理事	

◎:会長

○:会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
緒 方 秀 徳	保健福祉部長
大 沢 悟	保健福祉部次長
野 沢 努	保健福祉部保険年金課長 ※ 1
井 上 源 夫	保健福祉部保険年金課長補佐
岩 本 光 生	保険年金課管理グループ係長
田 上 貴 子	保険年金課国保給付グループ係長
鈴 木 加 代	保険年金課国保税グループ係長
齋 藤 貴 司	保険年金課収納グループ係長
古 内 康 夫	保険年金課滞納整理グループ係長
久 保 孝 弘	保険年金課管理グループ総括 ※ 2
齋 藤 幸 子	保険年金課国保給付グループ総括
結 城 悦 子	保険年金課国保税グループ総括
加 藤 尚	保険年金課滞納整理グループ総括
鈴 木 信 晴	保健福祉部健康増進課長
室 井 光 一	保健福祉部健康増進課長補佐
大 嶋 聡	健康増進課企画グループ係長
齋 藤 雅 子	健康増進課健康づくりグループ係長
塚 田 亜 希 子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

報告第 1 号

国民健康保険税に係る制度改正について

1 令和 4 年度制度改正

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 3 年 6 月 1 1 日公布）及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（令和 3 年 9 月 1 0 日公布）が、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

これに伴い、令和 4 年度以降の国民健康保険（以下「国保」という。）税の課税に係る制度が以下のとおり変更となる。

(1) 改正内容

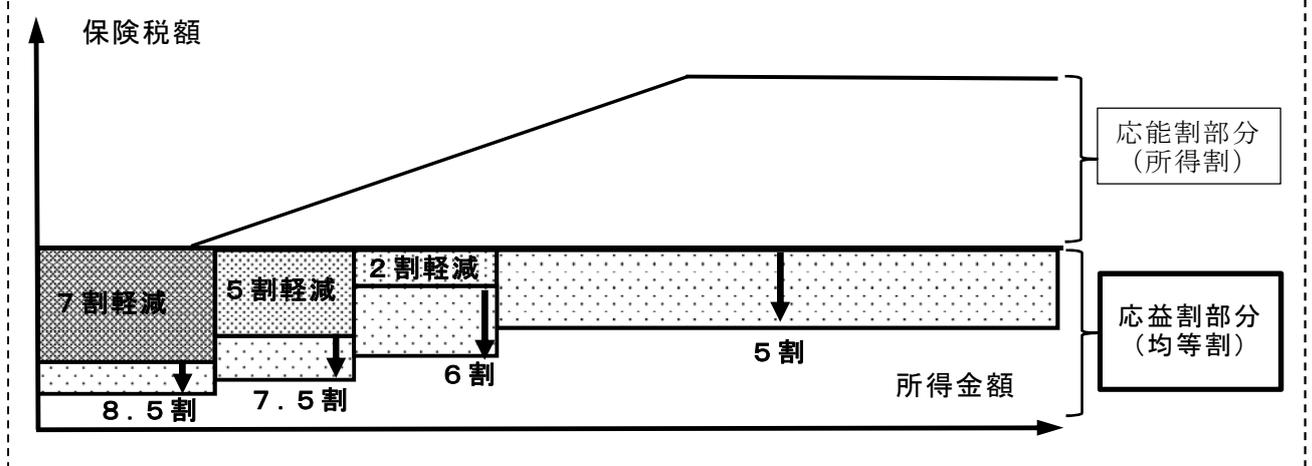
未就学児の被保険者均等割額の減額

- ・ 子育て世帯の負担軽減の観点から、国保全世帯の未就学児に係る被保険者均等割額を 5 割減額する。
- ・ 低所得者軽減の適用がされている世帯においては、当該軽減後の被保険者均等割額を 5 割減額する。

〔未就学児 1 人に係る均等割減額後の額（年度額）〕

軽減割合	現行	変更後（未就学児減額適用後）	
	均等割額	軽減割合	均等割額
7 割軽減	10,710 円	8.5 割軽減	5,355 円
5 割軽減	17,850 円	7.5 割軽減	8,925 円
2 割軽減	28,560 円	6 割軽減	14,280 円
軽減なし	35,700 円	5 割軽減	17,850 円

【改正のイメージ図】



(2) 今後の予定

令和 4 年 3 月に条例改正を行い、令和 4 年度の国保税課税分から適用する予定

2 令和4年度税制改正

国保税の課税の内容を含む「令和4年度税制改正大綱」が、令和3年12月24日に閣議決定され、今後、地方税法及び地方税法施行令の改正・施行が見込まれる。

(1) 改正内容

課税限度額の引上げ

国保税の課税の上限額となる課税限度額を年額99万円から102万円に引き上げる見込みである。

〔課税限度額〕

区 分	3年度	4年度税制改正
医療保険分	63万円	<u>65万円</u> (+2万円)
後期高齢者支援金分	19万円	<u>20万円</u> (+1万円)
介護保険分 (40歳～64歳)	17万円	17万円 (変更なし)
計	99万円	<u>102万円</u> (+3万円)

(2) 今後の対応

本市の課税限度額引上げ(99万円⇒102万円)については、政令改正が令和4年3月末になる見通しであることから、令和4年度の国保運営協議会において協議いただく予定

地方税法及び同法施行令では、国保税の課税限度額の上限額を規定しており、各市町村は、その上限額を超えない範囲で課税限度額を条例に定めている。

※ 本市では、これまで政令が改正された翌年度の国保運営協議会に諮り、議会の承認(条例改正)を経た後に本市の限度額を引き上げ、政令と同額としてきた。

協議第 1 号

国民健康保険税の税率等の見直しについて

1 国民健康保険財政の仕組み

国民健康保険（以下「国保」という。）は、特別会計で経理されており、国保事業費納付金（以下「納付金」という。）や保健事業費及び保険給付費などの国保事業に要する経費を、国・県・市からの公費と被保険者から徴収する保険税で賄うことを基本としている。

図表 1：国保特別会計のイメージ

歳出項目	歳入項目
<p style="text-align: center;">納付金 (*1)</p> <p style="text-align: center;">都道府県が決定</p> <p>*1 総医療費を基に保険給付費を試算し、これを賄うために必要な額を、市町ごとに被保険者数や医療費水準等に応じて決定するもの</p>	<p style="text-align: center;">保険税</p> <p style="text-align: center;">納付金等に応じた 税率等の検討</p>
<p>保健事業費（特定健診等事業費など）</p>	<p>保険者努力支援制度交付金 (*2)</p> <p>*2 保険者の経営努力に対しインセンティブとして交付 特別調整交付金 等</p>
<p style="text-align: center;">保険給付費</p>	<p style="text-align: center;">支出（同額）</p> <p style="text-align: center;">保険給付費交付金</p> <p style="text-align: center;">「保険給付費」分が全額県から交付</p>

図表 2：本市の納付金額の推移

(単位：百万円)

年度	H30	R元	R2	R3
納付金額	14,419	15,842	14,682	13,822
前年比	—	+1,423	△1,160	△860

2 国保税の税率の見直し・・・別紙 1

本市では、被保険者の生活の安定を確保し、国保事業の安定的な運営を図るため、基本的には2年ごとに保険税率の見直しを検討してきた。

⇒ 市長から本協議会に諮問（令和3年7月21日）

※ 税率は、平成26年度に改定して以来、据置きとしている。

※ 令和元年度に検討した令和2年度から3年度までの税率については、納付金の変動が大きかったことから、検討を1年ごとに行った。

3 本市国保の現状と課題

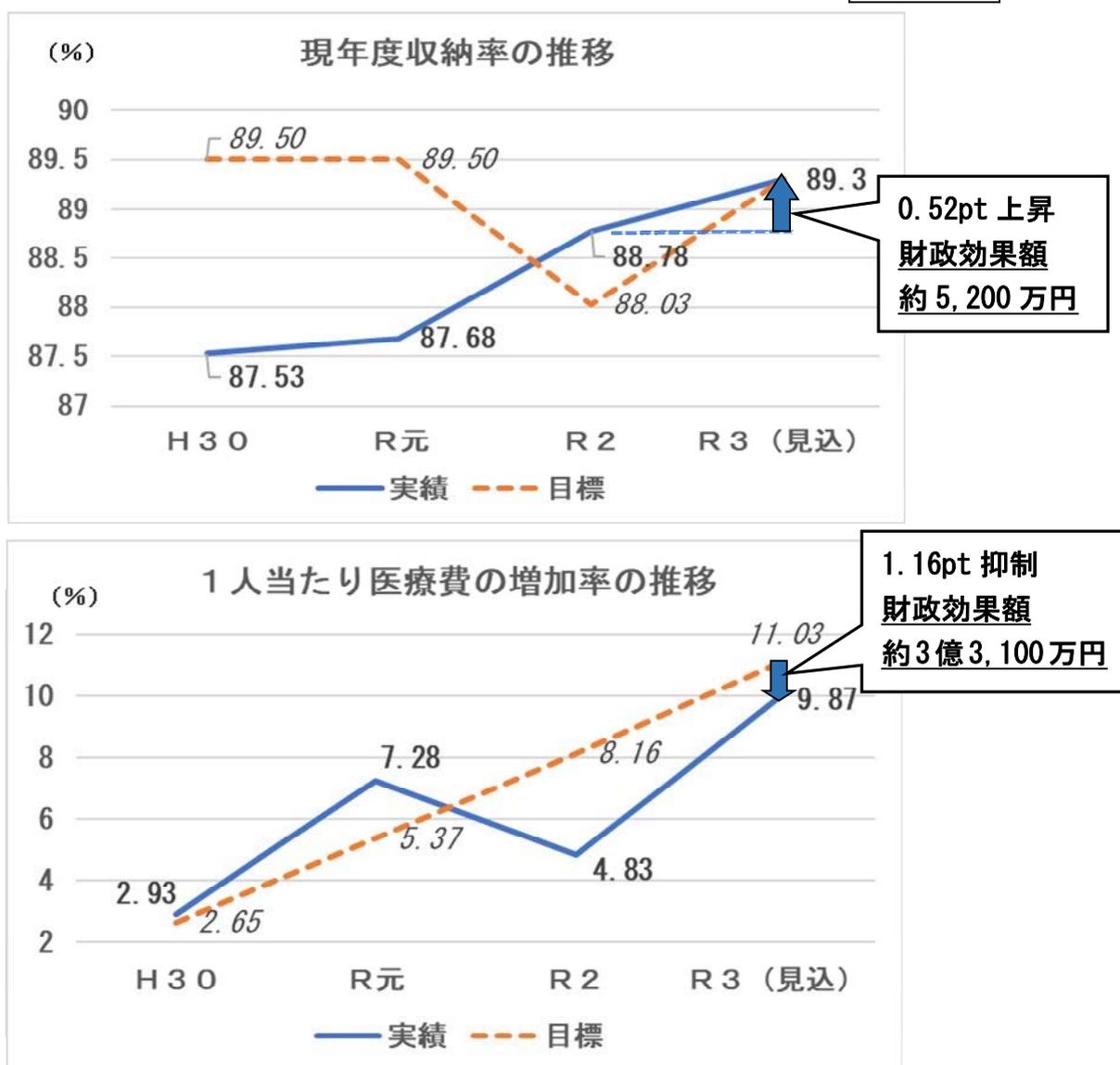
- 国保では、被保険者の高齢化，医療技術の高度化などにより **1人当たり医療費が増加傾向**であり，被保険者には保険税負担能力の低い**無職者や低所得者が多いことから財政基盤が脆弱**であるという**構造的な問題**を抱えている。・・・別紙2
- 本市では，市の福祉政策に基づく一般会計からの法定外繰入のほか，**保険者の責めに帰さない要因（医療保険制度改革や無所得者が多いといった制度の構造的な問題）による財政負担等に対応するための財政安定化支援事業分の繰入**をやむを得ず実施している。

図表3：財政安定化支援事業分の繰入の推移 (単位：百万円)

年度	H30	R元	R2	R3 (見込)
財政安定化支援事業分の繰入	0	1,559	759	676

- 本市では，財政安定化支援事業分の繰入を縮減するため，「第2次国保経営改革プラン」に基づき，歳入の確保につながる保険税収納率の向上や歳出の抑制につながる医療費の適正化などの各種施策を実施し，着実に実績を上げている。

・・・別紙3, 4



⇒ 国保事業に必要な財源については、国・県・市からの公費と保険税で賄うことが基本であるため、**収納率向上に係る取組の強化や税率の見直しを行うとともに、歳出抑制に係る取組の強化を行うことで、財政安定化支援事業分の繰入の縮減、解消に向けて、財政健全化を図ることが必要**である。

4 国保特別会計の収支見直し

(1) 収支見通しの前提条件・・・別紙5(1)

- ・ 前提条件となる被保険者数は、過去3年の傾向と新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の影響等の特殊要因を踏まえ算出
- ・ 主な歳出の保険給付費は、1人当たり保険給付費の伸び率等を踏まえ算出
- ・ 主な歳入の保険税は、直近の決算や令和3年度当初課税状況等を踏まえ算出

(2) 収支見通しの結果・・・別紙5(2)

(単位：百万円)

区 分	歳 出	歳 入	差 額
金 額	47,781	47,237	△544

※ 保険税で賄う場合の1人当たり保険税額：102,211円

(5,551円の増)

5 対応案

(1) 新型コロナの影響等を踏まえた税率の見直し

- ・ ウィズコロナ下においても、通常に近い社会経済活動の再開を図るため、国会では経済対策に係る補正予算が成立し、今後、所得の回復に向けた取組が加速化していく見込みであるが、令和3年度保険税課税における1人当たり所得金額が、新型コロナによる景気悪化の影響等により減少しており、それに伴い被保険者の所得に対する保険税負担の割合は上昇している。・・・別紙6(1)
- ・ また、雇い止めなどによる非自発的離職による軽減の申告件数は、令和2年度は令和元年度から大幅に増加し、令和3年度も、4月から12月までの実績は、新型コロナ発生前である令和元年度を上回っている。・・・別紙6(2)

⇒ 本市では、基本的には2年ごとに保険税率の見直しを行ってきたところであるが、今後の新型コロナの動向や経済・雇用情勢によって被保険者が受ける影響について2年間見通すことは困難なことから、今回の税率見直しにおいては**令和4年度のみについて検討**する。

⇒ 新型コロナによる影響等により被保険者の所得に対する保険税負担の割合が増加しているところであり、中でも飲食業等を営む個人事業主や非正規雇用者等の被保険者はその影響を大きく受けており、経済回復に向けた動きはあるものの、現時点においては不透明であり、被保険者に更なる負担を求める状況にないことから、令和4年度の税率については据置きとする。

※ 税率を据え置いた際の対応については、財政健全化に向けた歳入確保や歳出抑制の更なる強化を徹底した上で、令和4年度は、**保険者の責めに帰さない要因による財政負担等に対応するための財政安定化支援事業分の繰入を実施**する。

※ **令和5年度の税率については**、被保険者における所得額の回復状況や今後の経済状況などを見極める必要があることから、**令和4年度に検討**する。

(2) 財政健全化に向けた歳入確保及び歳出抑制の更なる強化・・・**別紙3, 4**

・ 「第2次国保経営改革プラン」に掲げた保険税収納率の向上や医療費の適正化などの**財政健全化策の取組を着実に推進**し、繰入の縮減に努める。

・ 保険税収納率の向上に向けて、これまで実施してきた口座振替の推進などの**各種施策を確実に推進**するとともに、**徴収業務の体制強化や預貯金調査の電子化による調査の早期化や調査対象の拡大により財産調査を強化**して、収納対策の強化を図る。

・ 医療費の適正化に向けて、**AIを活用した特定健診の受診勧奨**などを継続するとともに、高額な医療費を抑制するため**糖尿病性腎症重症化予防事業の受診勧奨を強化**するなど、1人当たり医療費の増加の抑制を図る。

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年2月3日 第3回国保運営協議会

※ 答申書（案）について

2月中旬 答申書手交式

本市国保税率に関する状況

〔図表 1〕 現行保険税率

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額	6.36%	2.55%	2.07%
均等割額	25,900 円	9,800 円	10,500 円
平等割額	19,000 円	7,200 円	6,400 円
課税限度額	630,000 円	190,000 円	170,000 円

〔図表 2〕 これまでの税率引き上げの状況

年 度	1 人当たり保険税額	引上額	増加率
H 1 7	103,018 円 ⇒ 110,139 円	7,121 円	6.9%
H 2 0	114,079 円 ⇒ 116,510 円	2,431 円	2.1%
H 2 6	93,151 円 ⇒ 98,924 円	5,773 円	6.2%

〔図表 3〕 これまでの税率見直しの検討状況

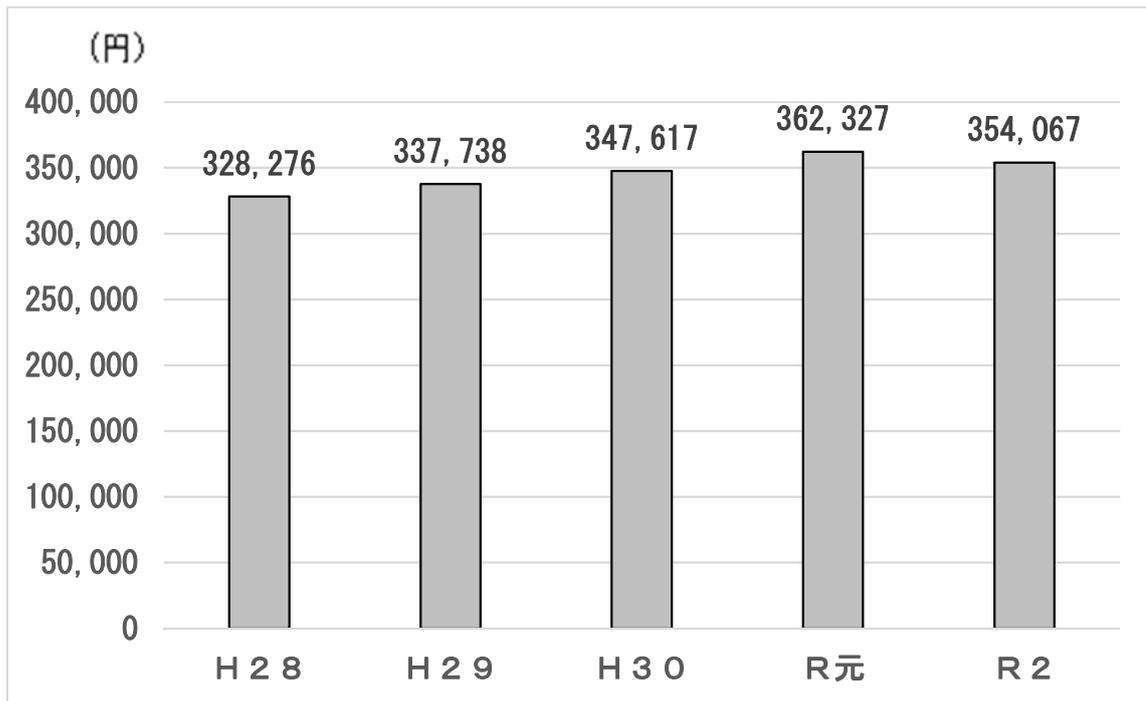
年 度	内 容
H 1 7	<ul style="list-style-type: none"> 平成 7 年度以来、10 年ぶりの税率改定
H 2 0	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険制度の創設への対応（※）と介護納付金分の税率引き上げ ※ 20 年度に設定した医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせた被保険者 1 人当たりの保険税額が、19 年度までの老人保健拠出金分を含んだ医療保険分と同程度となるよう改正 資産割を廃止
H 2 2・24	<ul style="list-style-type: none"> リーマンショックや東日本大震災の経済・雇用情勢への影響等の諸情勢を勘案し税率改定は見送り ※ 財政安定化支援事業分の繰入（平成 22 年度～） 平成 21 年度の国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、国保財政の安定化を図るため、保険者の責めに帰さない要因（制度改革や無所得者が多いといった制度の構造的な問題）により財政負担となっているものに対して新たに繰入を実施
H 2 6	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度以来、6 年ぶりの税率改定
H 2 8・30	<ul style="list-style-type: none"> 現行の繰入基準の範囲内の繰入により収支均衡が図れる見込みのため税率改定は見送り
R 2・3	<ul style="list-style-type: none"> 保険者の責めに帰さない要因による財政負担に対応するために、従来から実施している一般会計からの繰入の内容を拡充し、税率改定は見送り

本市国保に関する各種状況

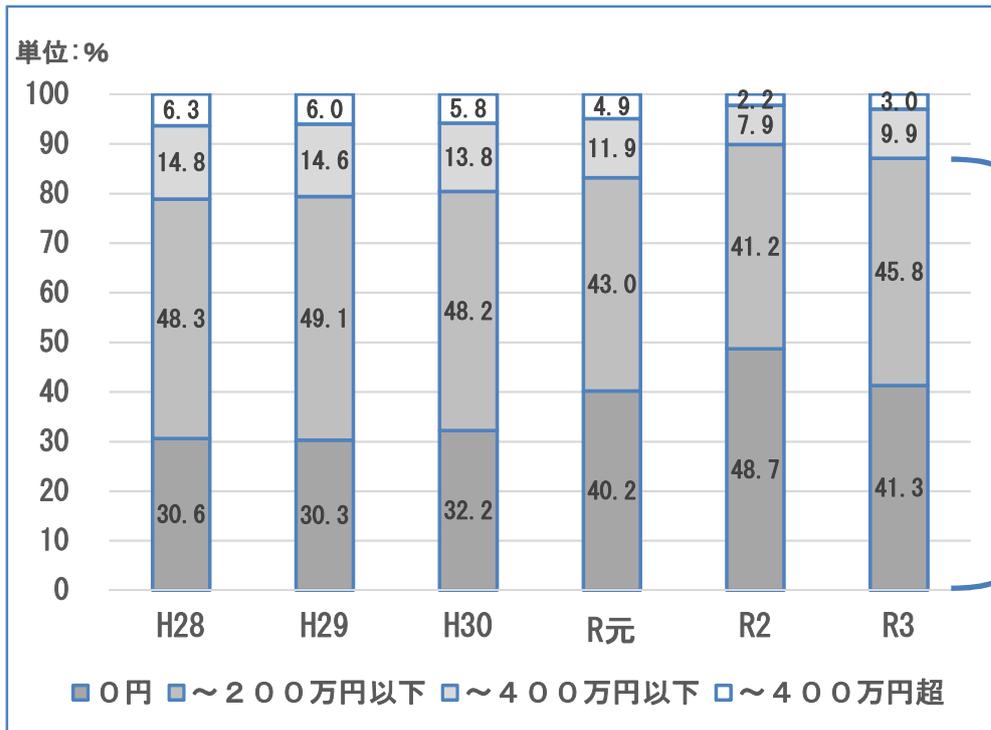
〔図表 1〕 1人当たり医療費の推移

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
1人当たり 医療費	328,276 円	337,738 円	347,617 円	362,327 円	354,067 円
増加率 (対前年比)	2.17%	2.88%	2.93%	4.21%	△2.26%

(国保事業年報・国保事業月報から)



〔図表 2〕 所得階層別の世帯割合の推移



国保課税世帯のうち、200万円以下の世帯が全体の約9割を占めている

【参考】 所得モデル別の保険税額

モデル1 所得43万円世帯の保険税額（年金収入153万円）7割軽減

1人世帯	（構成世帯の60%）70歳単身世帯	…	保険税額18,500円
2人世帯	（構成世帯の28%）夫70歳・妻65歳	…	保険税額29,200円

モデル2 所得200万円世帯の保険税額（給与収入312万円）

1人世帯	（構成世帯の60%）35歳単身世帯	…	保険税額210,900円
2人世帯	（構成世帯の28%）夫45歳・妻40歳	…	保険税額308,600円
3人世帯	（構成世帯の7%）夫45歳・妻40歳・子10歳	…	保険税額344,300円

財政健全化策の取組状況と今後の取組

1 本市の取組状況

(1) 「第2次国保経営改革プラン」(令和元～6年度)の目的と施策目標

本市では、本市国民健康保険を将来にわたり安定的・持続的な医療保険制度として維持していくため、「第2次国保経営改革プラン」を策定し、「国民健康保険事業の健全で安定した運営」と「被保険者の健康の保持増進」の基本方針のもと、保険税収納率の向上や医療費の適正化などの施策を推進することにより、一般会計繰入金金の削減に努めている。

(2) 目標値(令和6年度時点)

歳入の根幹である税収の確保につながる「保険税収納率の向上」と歳出の抑制につながる「医療費の適正化」については、施策の目標達成に直接的に資するものとして、目標値を設定している。

ア 保険税収納率(現年度) ⇒ 92.00%

イ 1人当たり医療費の増加率(対H29年度決算比) ⇒ 20.12%以内

※ いずれも「栃木県国民健康保険運営方針」を踏まえ設定

2 これまでの経緯と今後の目標

(1) 保険税収納率の向上

年 度		H 2 9	R 2	R 3	R 4	効果
現年度 収納率 (%)	目 標	89.50%	88.03%	89.30%	89.60%	R3年度から0.30pt上昇
	実 績	87.28%	88.78%	(見込) 89.30%	—	収納率0.30pt上昇による財政効果額(収納額)→約3,000万円

(2) 医療費の適正化

年 度		H 2 9	R 2	R 3	R 4	効果
1人当 たり医 療費の 増加率 (%)	目 標	基準年 (337,738円)	8.16%以内 (370,886円)	11.03%以内 (382,643円)	13.97%以内 (384,924円)	H29までの5年平均による増加率16.89%(394,773円)から2.92pt抑制
	実 績		4.83% (354,067円)	(見込) 9.87% (371,088円)	—	増加率2.92pt抑制による財政効果額(医療費換算)→約9億7,000万円

※ 括弧内は1人当たり医療費の額

3 今後の財政健全化に向けた主な施策と取組・・・別紙4

4 保険者努力支援制度による交付金の獲得

- 国や県においては、医療費の適正化のため、保険者としての努力を行う自治体を客観的な指標で評価し、インセンティブとして公費を配分する制度を設けている。

【参考】令和2年度保険者努力支援制度に係る国・県から本市への交付金の状況

	交付総額	1人当たり交付額
国	207,961千円	1,873円
県	477,806千円	4,399円

- こうした取組評価分のほか、別枠で予防・健康づくり事業費分として、国保ヘルスアップ事業費の補助に3,200万円が交付されている。今後、関係課とともにこれまでの事業の評価及び今後の方向性を検討する際に、成果報酬型の事業についても検討していく。

財政健全化のための主な施策と取組

	施策の方向	主な施策・取組
1 保 険 税 収 納 率 の 向 上	ア 納期内納付の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆口座振替の加入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・当初納税通知書へのチラシ，加入申込書の同封 ・電子広告・庁内放送・データ放送等による周知啓発 ・口座振替原則化の検討 ◆納税環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ペイジー収納，コンビニ収納の利用促進 ・クレジットカードによる収納の利用促進【R3開始】 ・キャッシュレス決済による収納の利用促進【R3開始】
	イ 早期納付の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆電話・文書催告の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・納付案内センターの活用 ・カラー催告等の滞納状況に応じた送付 ◆臨戸訪問の実施
	ウ 納税相談機会の 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◆休日納税相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談へのシフト ◆資格証明書・短期被保険者証の交付
	エ 滞納者への 指導強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆滞納処分の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（収納・滞納処分事務）の人員増【R3新規】 ・預貯金調査の電子化【R4. 2月実施予定】 ◆特別収納対策室との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・高額・長期滞納者の債権管理や遠隔地実地調査の実施
	オ 資格の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ◆二重資格の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインシステムを活用した資格調査

	施策の方向	主な施策・取組
2 医 療 費 の 適 正 化	ア 医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ジェネリック医薬品の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> R3見込：使用率80% ・差額通知の送付 ・市薬剤師会との連携 ◆適正受診の推進 <ul style="list-style-type: none"> R3見込：指導件数延べ200件 ・第三者求償の取組 ◆レセプト点検等の推進 <ul style="list-style-type: none"> R3見込：財政効果額1億5千万円
	イ 生活習慣病の 発症予防・重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活習慣病の発症予防 <ul style="list-style-type: none"> ・未受診者対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ⇒A I を活用した受診勧奨通知の送付（8月・11月） （50,000通→60,630通）【R3拡充】 ・特定保健指導 <ul style="list-style-type: none"> ⇒未利用者へのオペレーターによる電話勧奨 ・人間ドック・脳ドック健診補助事業 <ul style="list-style-type: none"> R3見込：受診者数2,700人 ◆生活習慣病の重症化予防 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病重症化予防対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ⇒栄養士等による保健指導 R3見込：受診勧奨230回，保健指導勧奨120回
	ウ 健康づくりを 支える環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における健康づくりの推進 ◆事業所における健康づくりとの連携 ◆地域包括ケアに係る取組との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施【R4実施予定】

令和4年度 本市国保財政の収支見通しについて

1 収支見通しの推計方法

項目	推計方法等
1 収支試算の前提条件	○ 被保険者数・世帯数 ○ 歳出の保険給付費や歳入の保険税等、各種項目の推計の基本となる数値
	被保険者数 ○ 過去3か年の傾向と以下の特殊要因を踏まえ算出 ・ 後期高齢者医療への移行による減少数は令和4年度に移行が見込まれる年齢の被保険者数を反映 ・ 新型コロナの影響（景気悪化）に伴う国保加入者の増加を反映 ・ 令和4年10月からの被用者保険の適用拡大に伴う減少を反映 ⇒ 令和3年度（見込）から5,300人減少
世帯数	○ 被保険者数、1世帯当たりの被保険者数の相関から算出
2 各項目の推計	(1) 主な歳出
	保険給付費(★) ○ 1人当たり保険給付費の伸び率等を踏まえ算出 ⇒ 令和2年度において新型コロナの影響に伴う「受診控え」があったものの、令和3年度は1人当たり医療費が新型コロナ前（令和元年度）の水準を上回っている状況 ⇒ 1人当たり医療費の増加が見込まれるものの、被保険者数の減少に伴い、令和3年度（見込）から約1.6億円の減少
	国保事業費納付金 ○ 県から示された被保険者数や医療費、公費等の情報から見込まれる額
	(2) 主な歳入
保険税 ○ 課税額は直近の決算や令和3年度当初課税額の状況、制度改正（未就学児の均等割保険税軽減措置）を踏まえ算出 ○ 現年度収納率は直近の決算や令和3年度の収納状況、収納対策の効果を踏まえ算出 ⇒ 収納率は上昇が見込まれるものの、被保険者数の減少に伴う課税額の減少により、令和3年度（見込）から約4.5億円の減少	
保険給付費等交付金 ○ 普通交付分(★)：保険給付費(出産育児諸費、葬祭費、傷病手当金を除く)と同額 ○ 特別交付分：過去の交付実績を踏まえ算出	

(★)保険給付に係る費用は全額県が負担するため、収支には影響しない

2 収支見通しの推計結果

■主な項目の推移

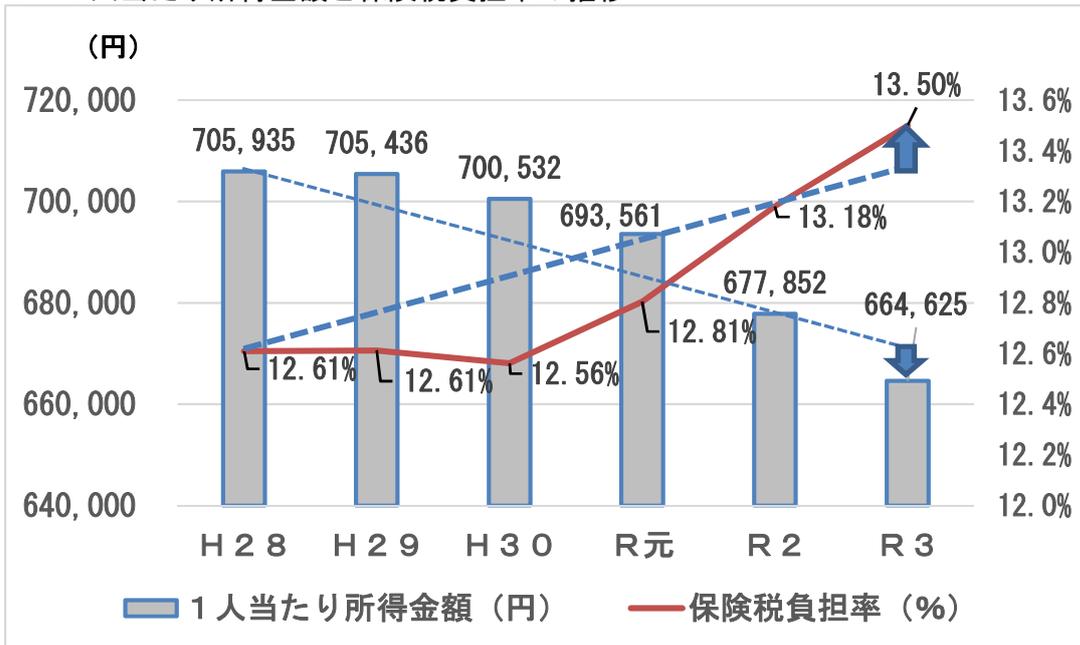
年度 区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	(実績)	前年比	(実績)	前年比	(見込)	前年比	(推計)	前年比	
国保被保険者数〔全体〕 (人)	108,722	△4.8	105,852	△2.6	103,300	△2.4	98,000	△5.1	
国保世帯数 (世帯)	69,380	△3.2	68,316	△1.5	67,900	△0.6	65,400	△3.7	
1世帯当たりの被保険者数 (人/世帯)	1.57	△1.6	1.55	△1.1	1.52	△1.8	1.50	△1.5	
歳出	保険給付費 (百万円)	33,221	△0.2	31,859	△4.1	33,401	4.8	33,560	0.5
	国保事業費納付金 (百万円)	15,842	9.9	14,682	△7.3	13,822	△5.9	13,205	△4.5
歳入	現年度保険税課税額 (百万円)	10,585	△4.5	10,344	△2.3	10,010	△3.2	9,473	△5.4
	現年度保険税収納率 (%)	87.68	0.15	88.78	1.10	89.30	0.52	89.60	0.30

(単位：百万円)

年度 区分	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度 (推計)	
国保事業費納付金	14,682	13,822	見込額 13,205	
歳出	保険給付費	31,859	33,401	33,560
	保健事業費	235	303	295
	その他	849	920	721
	歳出計 …①	47,625	48,446	47,781
保険税(現年度)	9,195	8,939	8,488	
保険税(過年度)	814	817	801	
一般会計繰入金 (=①+②+③+④)	4,566	4,508	3,742	
歳入	保険基盤安定繰入金 …①	2,572	2,424	2,354
	国保繰出基準に基づく繰入 …②	795	890	872
	市の福祉政策に基づく繰入 …③	515	518	516
	財政安定化支援事業繰入 …④	684	676	
	保険給付費等交付金	32,635	33,920	34,123
その他	415	262	83	
歳入計 …②	47,625	48,446	47,237	
①と②の差額	0	0	△544	

新型コロナウイルス感染症による国保の被保険者への影響

1 1人当たり所得金額と保険税負担率の推移

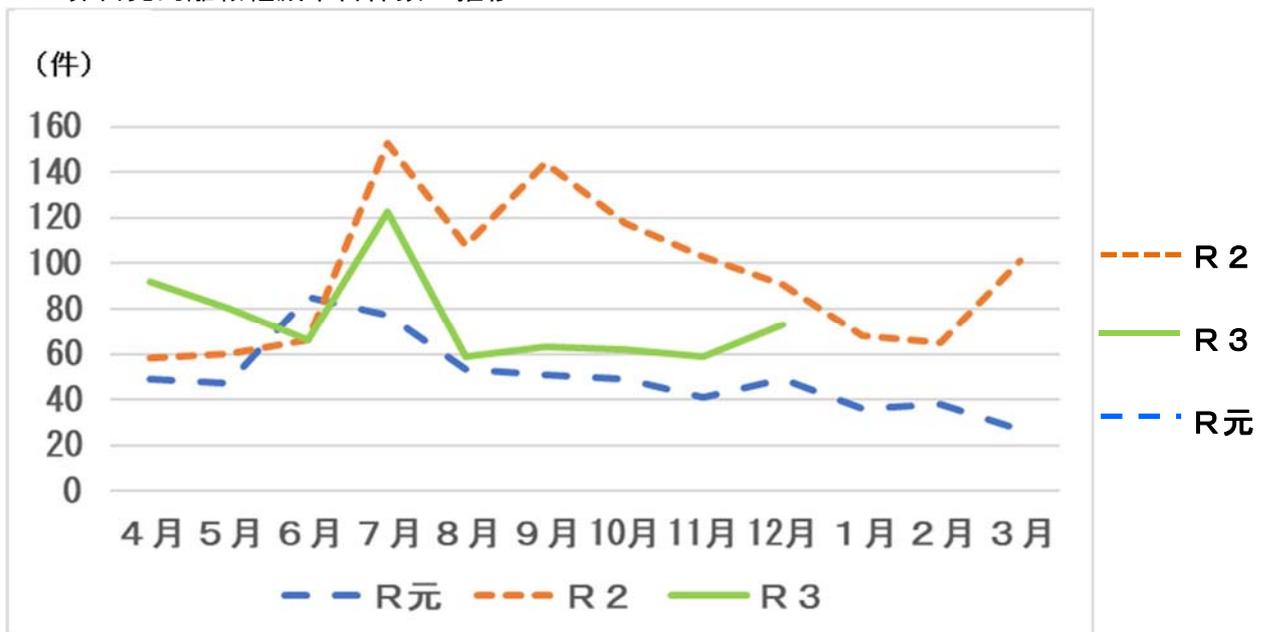


※ 1人当たり所得金額：課税のもととなる前年の所得金額を被保険者数で除したもの

(所得金額、被保険者数は国民健康保険実態調査より (R2・R3は速報値))

※ 保険税負担率：1人当たり所得金額を1人当たり保険税額で除したもの

2 非自発的離職軽減申告件数の推移



(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R元	49	47	85	77	53	51	49	41	49	36	38	27	602
R2	58	60	66	153	108	144	118	103	91	68	65	101	1,135
R3	92	80	66	123	59	63	62	59	73	—	—	—	677

(参考) 保険税減免の受理件数の状況

(単位: 件)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
R2	227	181	107	80	18	17	630
R3	21	24	16	27	10	5	103

新型コロナの影響により事業収入等が前年より3割以上の減少が見込まれる被保険者を対象に保険税を減免する制度が創設され、令和3年度においては、新型コロナの影響を受けた令和2年の事業収入から、さらに3割以上の減収が見込まれる被保険者が申請しており、12月時点の合計件数は前年の約16%となった。